

報道関係者 各位

令和7年10月2日（木）

【照会先】

徳島労働局労働基準部監督課

監督課長 松浦 和久

監察監督官 森田 宏明

専門監督官 新居 明

（電話） 088-652-9163

## 長時間労働の削減等に取り組む「ベストプラクティス企業」を訪問し、トップとの意見交換を実施します

～ 株式会社阿波銀行の取組内容を紹介 ～

徳島労働局（局長 亀井崇）は、「過労死等防止対策推進法」に基づき定められている「過労死等防止啓発月間」である11月に、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進する「過重労働解消キャンペーン」を実施する予定です。

このキャンペーンの一環として、県内企業における取組の気運の醸成を図るために、労働局長による「ベストプラクティス企業」の訪問を実施します。

今年度は、**株式会社阿波銀行**（本店所在地：徳島市西船場町2丁目24番地の1）を訪問し、同行の長時間労働削減等の働き方改革に向けた積極的な取組内容について、トップとの意見交換を実施します。

**意見交換は、報道機関に公開の上、11月4日（火）16:00から行います。**当日の詳細は、決まり次第、お知らせする予定です。

長時間労働の削減等は、労働時間の適正な把握をはじめ、不断の取組によって実現するものです。そうした取組の実際にふれ、ご紹介いただける貴重な機会ですので、ぜひ、現地で取材いただきますようお願いいたします。

取材を実施していただける場合は、10月30日（木）16:00までに徳島労働局の上記の担当あて連絡をお願いします。